

「障害等級」と「日常生活能力の程度」の相関性

障害の程度		(知的障害)障害等級の例示	日常生活能力の程度
1級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。</p>	<p>知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な介助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの</p>	<p>(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介助が必要である。</p>
			<p>(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。</p>
2級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。</p>	<p>知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの</p>	<p>(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。</p>
			<p>(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。</p>
3級	<p>労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。</p>	<p>知的障害があり、労働が著しい制限を受けるもの</p>	<p>(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。</p>
3級非該当			<p>(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。</p>

「障害等級」と「日常生活能力の程度」の相関性

障害の程度		(発達障害)障害等級の例示	日常生活能力の程度
1級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。</p>	<p>発達障害があり、コミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しい異常行動がみられるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの</p>	<p>(5)精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介助が必要である。</p>
			<p>(4)精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。</p>
2級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。</p>	<p>発達障害があり、コミュニケーション能力が乏しく、かつ、異常行動がみられるために、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの</p>	<p>(3)精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。</p>
			<p>(2)精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。</p>
3級	<p>労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。</p>	<p>発達障害があり、コミュニケーション能力が不十分で、かつ、社会行動に問題がみられるため、労働が著しい制限を受けるもの</p>	<p>(1)精神障害を認めるが、社会生活は普通にできる。</p>
3級非該当			<p>(1)精神障害を認めるが、社会生活は普通にできる。</p>